新型コロナウイルス感染症の影響にともなう 「電気料金支払い特別措置」の再延長について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大により、日本国内の企業・店舗などで休業、失業などの影響が出てきております。これらの事象により、生活に関わる支払いが困難になることが予想されます。

エフコープ生活協同組合では、このような状況を踏まえ、電気料金の支払期日を再延長する特別措置を実施させていただきます。具体的な特別措置の内容は下記のとおりです。

記

1. 対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、福岡県社会福祉協議会の「緊急小口資金」 または「総合支援資金」を受けている組合員に限ります。

2. 内容

2020年3月・4月料金計算分の料金の支払期日を、4か月間に延長します。

2020年5月料金計算分の料金の支払期日を、3か月間延長します。

2020年6月料金計算分の料金の支払期日を、2か月間延長します。

2020年7月料金計算分の料金の支払期日を、1か月間延長します。

※3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

3. 申込受付期間およびお申込み先

◆ 申込受付期間:2020年3月25日(水)~

◆ お申込み先:コープ電力株式会社 (092) 947-9505 (月~金) 9:00~17:00

お申込みいただいたのち、コープ電力株式会社よりエフコープ生活協同組合におつなぎいたします。

- お申込みの際には、「組合員番号」「緊急小口資金」または「総合支援資金」に関する書類をお手元に ご用意いただきご連絡いただきますようお願いいたします。
- お申し込み後、「緊急小口資金」または「総合支援資金」の決定が確認できる書類(写し)をお預かり させていただきます。お預かり方法につきましては、別途相談をさせていただきます。

以上